

栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙に関する議案内容等一覧

議案名	内容	備考
議案第1号 栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 金田 尊男 同職務代理者 佐瀬 学	【告示事項】
議案第2号 栃木県知事選挙における選挙会の場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年11月19日(火)午前10時00分	【告示事項】 この後当選証書の付与を行う。
議案第3号 栃木県知事選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について	減少協議数 312(6市2町から協議) 政令基準数 5,994箇所 設置数 5,682箇所	
議案第4号 栃木県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について	テレビ 株式会社とちぎテレビ 2回 ラジオ 株式会社栃木放送 1回 株式会社エフエム栃木 1回	【告示事項】
議案第5号 栃木県知事選挙における候補者の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年10月31日(木)午後6時00分	【告示事項】
議案第6号 栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年11月1日(金)午後6時00分	【告示事項】
議案第7号 栃木県議会議員(鹿沼市選挙区)補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について	選挙長 金田 尊男 同職務代理者 吉澤 滋	【告示事項】
議案第8号 栃木県議会議員(鹿沼市選挙区)補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について	11月8日は鹿沼市役所、このほかは栃木県庁	【告示事項】
議案第9号 栃木県議会議員(鹿沼市選挙区)補欠選挙における選挙会の場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年11月19日(火)午前10時30分	【告示事項】 この後当選証書の付与を行う。
議案第10号 栃木県議会議員(鹿沼市選挙区)補欠選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について	減少協議数 40(1市から協議) 政令基準数 513箇所 設置数 473箇所	
議案第11号 栃木県議会議員(鹿沼市選挙区)補欠選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について	場所 栃木県庁 日時 令和6(2024)年11月8日(金)午後6時00分	【告示事項】
議案第12号 栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画について	事業実施計画のとおり	

議案第1号

栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙における選挙長及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県知事選挙選挙長

栃木県宇都宮市

金 田 尊 男

栃木県知事選挙選挙長職務代理者

栃木県佐野市

佐 瀬 学

議案第2号

栃木県知事選挙における選挙会の場所及び日時について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙における選挙会は、次により行うものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年11月19日 午前10時

議案第3号

栃木県知事選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙におけるポスター掲示場の設置に係る公職選挙法(昭和25年法第100号)第144条の2第2項ただし書きの規定による総数の減少の協議については、次のとおり同意するものとする。

令和6(2024)年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金田 尊 男

市 町 名	政 令 基 準 数	減 少 数	設 置 総 数
栃 木 市	4 8 3	1 1	4 7 2
佐 野 市	4 0 6	1 7	3 8 9
鹿 沼 市	5 1 3	4 0	4 7 3
日 光 市	5 2 9	1 7 1	3 5 8
大 田 原 市	3 0 5	6	2 9 9
那 須 塩 原 市	3 3 0	5 0	2 8 0
那 須 町	1 4 7	1 2	1 3 5
那 珂 川 町	1 1 7	5	1 1 2

(6市2町)

(計 3 1 2)

(理由)

政令では投票区の面積に応じてポスター掲示場の設置数が定められているため、面積は広大だが山間部の占める割合が多く居住区域も限定されているよう投票区において、過大となり設置の効用を十分発揮できないため、実際の居住区域等を勘案して設置する。

(参考) 政令基準数

投票区ごとの選挙人名簿 登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1,000 人未満	2 km ² 未満	5 箇所
	2 km ² 以上 4 km ² 未満	6 箇所
	4 km ² 以上 8 km ² 未満	7 箇所
	8 km ² 以上	8 箇所
1,000 人以上 5,000 人未満	4 km ² 未満	7 箇所
	4 km ² 以上 8 km ² 未満	8 箇所
	8 km ² 以上	9 箇所
5,000 人以上 10,000 人未満	4 km ² 未満	8 箇所
	4 km ² 以上	9 箇所
10,000 人以上	4 km ² 未満	9 箇所
	4 km ² 以上	10 箇所

議案第4号

栃木県知事選挙における候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

放送の区分	基幹放送事業者名	回数
テレビジョン放送	株式会社とちぎテレビ	2回
ラジオ放送	株式会社栃木放送	1回
	株式会社エフエム栃木	1回

（参考） 政見放送及び経歴放送実施規程第2条第6項

- 日本放送協会（NHK）・・・テレビジョン放送 2回
ラジオ放送 2回

議案第5号

栃木県知事選挙における候補者の政見放送の日時の決定のくじを行う場所及び日時について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙における政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第14条第1項の規定による候補者の政見放送の日時を定めるくじは、次により行うものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年10月31日 午後6時

議案第6号

栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所
及び日時について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行うものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年11月1日 午後6時

議案第7号

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙長及び同職務代理者の選任
について

令和6年11月17日執行予定の栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙長
及び同職務代理者を、次のとおり定めるものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙選挙長
栃木県宇都宮市 金 田 尊 男

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙選挙長職務代理者
栃木県宇都宮市 吉 澤 滋

議案第8号

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙長の事務を行う場所について

令和6年11月17日執行予定の栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙長の事務は、11月8日は鹿沼市役所において、このほかは栃木県庁において行うものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

議案第9号

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙会の場所及び日時について

令和6年11月17日執行予定の栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における選挙会は、次により行うものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年11月19日 午前10時30分

議案第 10 号

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙におけるポスター掲示場設置数の減少協議について

令和 6 年 11 月 17 日執行予定の栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙におけるポスター掲示場に係る栃木県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 57 年栃木県条例第 26 号）第 2 条の規定による総数の減少の協議については、次のとおり同意するものとする。

令和 6（2024）年 9 月 10 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

市 町 名	政 令 基 準 数	減 少 数	設 置 総 数
鹿 沼 市	5 1 3	4 0	4 7 3

（1 市）

（ 計 4 0 ）

（理由）

政令では投票区の面積に応じてポスター掲示場の設置数が定められているため、面積は広大だが山間部の占める割合が多く居住区域も限定されているよう投票区において、過大となり設置の効用を十分発揮できないため、実際の居住区域等を勘案して設置する。

（参考）政令基準数

投票区ごとの選挙人名簿登録者数	面積	ポスター掲示場の数
1,000 人未満	2 ㎢未満	5 箇所
	2 ㎢以上 4 ㎢未満	6 箇所
	4 ㎢以上 8 ㎢未満	7 箇所
	8 ㎢以上	8 箇所
1,000 人以上 5,000 人未満	4 ㎢未満	7 箇所
	4 ㎢以上 8 ㎢未満	8 箇所
	8 ㎢以上	9 箇所
5,000 人以上 10,000 人未満	4 ㎢未満	8 箇所
	4 ㎢以上	9 箇所
10,000 人以上	4 ㎢未満	9 箇所
	4 ㎢以上	10 箇所

議案第11号

栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序のくじを行う場所及び日時について

令和6年11月17日執行予定の栃木県議会議員（鹿沼市選挙区）補欠選挙における候補者の選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじは、次により行うものとする。

令和6（2024）年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

1 場 所 栃木県庁

2 日 時 令和6（2024）年11月8日 午後6時

議案第12号

栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画について

令和6年11月17日執行予定の栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画を、次のとおり定めるものとする。

令和6年9月10日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

別紙のとおり

令和6年11月17日執行
栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における臨時啓発事業実施計画

栃木県選挙管理委員会

I 趣 旨

来る11月17日に行われる栃木県知事選挙及び県議会議員補欠選挙は、今後の栃木県の在り方を方向付ける重要な選挙である。

全ての有権者及び選挙運動関係者は、地方自治の健全な発展のため、この選挙の意義と重要性をよく認識し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加する必要がある。

このため、栃木県選挙管理委員会は、きれいな選挙の推進と投票参加の呼び掛けを重点とした各種啓発事業を、市町選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会等並びに各報道機関の協力を得て実施する。

なお、近年の若年層の低投票率に鑑み、若年層が選挙への関心を持ち、投票への動機付けになるよう啓発事業に重点的に取り組むこととする。

II 実施事業

第1 県選挙管理委員会が行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 候補者等への働き掛け			
候補者及び政党に対する要望書の交付	候補者及び政党に対し、明るい選挙実現の協力要請を行う（立候補届出の際に交付）。	(知)10月31日(木) (県)11月8日(金)	(知)は知事、 (県)は県議補欠選挙
2 各種広報媒体の利用			
(1) ラジオスポット広告	20秒スポット広告を放送する。 〔栃木放送及びエフエム栃木〕	10月31日(木) ～	
(2) テレビスポット広告	15秒スポット広告を放送する。 〔とちぎテレビ〕	11月17日(日)	
(3) 動画の配信	投票日の周知及び投票参加を呼び掛ける動画（15秒スポット広告）をインターネットの動画配信サイト及び銀行のディスプレイで公開する。〔YouTube、足利銀行、栃木銀行〕 なお、YouTubeの配信については、若年層へのターゲット広告として実施する。		
(4) 新聞による広告	投票日の周知及び投票を呼び掛ける広告を掲載する。 〔朝日、読売、毎日、産経、日経、東京、下野新聞〕	11月16日(土)	
(5) バス車体広告	県内を運行する路線バスのフロントグリルに広告幕を掲出する。	10月31日(木) ～	
(6) タクシー車体広告	県内を運行するタクシーの車体を活用した広告を実施する。	11月17日(日)	
(7) デジタルサイネージ広告	JR宇都宮駅西口のディスプレイにデジタルサイネージ広告を掲出する。		
(8) 県広報媒体等の利用	県広報課等が所管する各種の広報媒体及び本庁舎等を活用し、投票の呼び掛けを行う。	随時	
(9) ホームページによる啓発	臨時ホームページを設け、選挙に関する知識や情報等を提供するとともに、投票の呼び掛けを行う。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
(10) SNS等広告を活用した啓発	投票日周知等の広告（SNS、google、yahoo等によるターゲティング広告）を配信する。		
(11) インターネットバナー広告	ホームページのインターネットバナーに投票日の周知及び投票を呼び掛ける広告を掲載する。 〔栃ナビ、もんみや〕		
(12) 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。		
(13) 高校校内放送による啓発	高校の校内放送により、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
(14) 県広報車巡回宣伝	県広報車を県内全域で走らせ、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
(15) 電話の保留音による周知	県庁の電話の保留音を投票日の周知アナウンス音にし、啓発を図る。		
(16) SNSへの記事投稿	選挙管理委員会SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。	随時	
3 啓発資材による啓発			
(1) 懸垂幕・横断幕の掲示	各地方庁舎、県の施設等に掲示する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
(2) 選挙啓発ポップの設置	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。		
(3) 投票日周知用ステッカーの掲示	県公用車等の車体に投票日周知用ステッカーを掲示する。		
(4) 投票日周知用ポスターの掲示	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
(5) 投票日周知用チラシの配布	投票日周知用のチラシを配布する。		
4 イベント会場等での啓発			
プロスポーツ試合会場における啓発	若年層が多く参集するプロスポーツの試合会場内で投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。 〔栃木SC等〕	試合日	

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
5 民間事業所等への協力依頼			
ケーブルテレビでの動画配信	ケーブルテレビで投票日の周知及び投票を呼び掛ける動画（15秒スポット広告）を放送する。 〔宇都宮ケーブルテレビ、わたらせテレビ、栃木ケーブルテレビ、佐野ケーブルテレビ、鹿沼ケーブルテレビ、テレビ小山放送、塩原ケーブルテレビ協同組合、茂木町、真岡市、芳賀町、那珂川町ケーブルテレビ放送センター〕	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
6 その他			
(1) 栃木県選挙管理委員会委員長談話の発表	告示日前に「県選挙管理委員会からのお願い」として委員長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	10月30日(水)	
(2) 統一キャラクター「めいすいくん」及び「ご当地めいすいくん」の活用	前掲の広報媒体、啓発資材等に明るい選挙推進のキャラクター「めいすいくん」や県の特徴を有した「ご当地めいすいくん」を登場させ、事業全体のイメージアップを図る。 【一部新規】	随時	

第2 市町選挙管理委員会に要請する事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 広報車巡回宣伝	広報車を使用して巡回宣伝を行う。（投票日周知、投票呼び掛けのCDを県が作成・配布する。）	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 防災無線による呼び掛け	防災無線で期日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
3 懸垂幕・横断幕の掲示	市役所、町役場庁舎等に懸垂幕・横断幕を掲示する。		
4 投票日周知用ポスターの掲示	市役所、町役場庁舎等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
5 啓発資材の配布	市役所、町役場庁舎等で啓発資材を配布する。		
6 選挙啓発ポップの設置	投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを窓口等に設置する。		
7 投票日周知用ステッカーの掲示	投票日周知用ステッカーを公用車等の車体に掲示する。		
8 親子連れ投票記念証の配布	親子連れ投票を体験した子どもに記念証を配布する。	11月1日(金) ～ 11月17日(日)	
9 広報紙等による啓発	広報紙等（定期及び臨時）に啓発記事を掲載する。	随時	
10 「ご当地めいすいくん」の活用	広報媒体、啓発資材等に市町の特徴を有した「ご当地めいすいくん」を登場させ、事業全体のイメージアップを図る。【新規】		
11 その他独自の事業	その他、市町の地域の実情に即した事業を実施する。		

第3 関係団体等と連携して行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 栃木県明るい選挙推進協議会会長談話の発表	県明るい選挙推進協議会会長の談話を県政記者クラブを通じて発表する。	11月7日(木)	
2 選挙をきれいにする国民運動栃木県本部の声明の発表	栃木県報道代表者会、栃木県明るい選挙推進協議会、栃木県市町村選挙管理委員会連合会、宇都宮地方検察庁、栃木県警察本部及び栃木県選挙管理委員会で構成する「選挙をきれいにする国民運動栃木県本部」の共同声明を県政記者クラブを通じて発表する。	10月18日(金)	

第4 「とちぎ選挙啓発サポーター」と連携して行う事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
「とちぎ選挙啓発サポーター」を通じた啓発	従業員等へ投票呼び掛けや、SNSを活用した選挙周知など、企業の実情に合わせた取組を実施する。 【新規】	随時	

備考 同時期に行われる選挙については、相乗効果が発揮されるよう、連携して広報啓発を行う。

(再掲) 若年層への働き掛け

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 動画の配信	投票日の周知及び投票を呼び掛ける動画をインターネット動画配信サイト〔YouTube〕において、若年層へのターゲティング広告として実施する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 SNS等広告を活用した啓発	投票日周知等の広告(SNS、google、yahoo等によるターゲティング広告)を配信する。		
3 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。		
4 高校校内放送による啓発	高校の校内放送により、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。		
5 SNSへの記事投稿	選挙管理委員会SNSにおいて、選挙関連記事を掲載し、選挙期日等の啓発を図る。	随時	
6 選挙啓発ポップの設置	各地方庁舎、県の施設、大学、スーパー、道の駅等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
7 プロスポーツ試合会場における啓発	若年層が多く参集するプロスポーツの試合会場内で投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。 〔栃木SC等〕	試合日	
8 「とちぎ選挙啓発サポーター」を通じた啓発	従業員等へ投票呼び掛けや、SNSを活用した選挙周知など、企業の実情に合わせた取組を実施する。 【新規】	随時	

(再掲) 「大学コンソーシアムとちぎ」との選挙啓発連携協定に基づく事業

事業の種類	事業の内容	実施時期	備考
1 大学情報サイト等を活用した啓発	大学と学生向け情報サイト等を活用し、投票日の周知及び投票の呼び掛けを行う。大学の学内ポータルサイトにおいて、学生と教職員に向けた周知等を行う。	10月31日(木) ～ 11月17日(日)	
2 選挙啓発ポップの設置	大学等に投票日の周知及び投票を呼び掛ける選挙啓発ポップを設置する。		
3 投票日周知用ポスターの掲示	大学等に投票日周知用ポスターを掲示する。		
4 投票日周知用チラシの配布	投票日周知用のチラシを配布する。		

議案第 13 号

栃木県選挙等執行規程の一部改正について

栃木県選挙等執行規程（昭和 25 年栃木県選挙管理委員会告示第 9 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6（2024）年 9 月 10 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙等執行規程の一部改正について

令和6（2024）年9月

1 改正の趣旨

令和5年4月23日執行小山市議会議員選挙について、「他事記載」が争点となる争訟が提起された。

一連の争訟対応を通じ、「他事記載」が無効になるということが県民に周知されていない実態から、投票所内の投票を記載する場所等に掲示する様式について、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

栃木県選挙等執行規程別記第15号様式の2の2（その1）から（その5）について、投票用紙記入の際の注意事項（他事記載に関連したもの）を追加する。

3 施行期日

告示の日から施行する。

○栃木県選挙等執行規程の一部改正

栃木県選挙管理委員会告示第 号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程（昭和25年栃木県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式の2の2（その1）中備考以外の部分を次のように改める。

（その1）

※投票用紙には、政党その他の政治団体の名称又は略称以外は書かないこと。

衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位		(ふりがな) 略 称	(ふりがな) 衆議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行衆議院比例代表選出議員選挙 衆議院名簿届出政党等名称等揭示
	順位			
	氏(ふりがな) 名			
	順位			
	氏(ふりがな) 名			
	順位			
	氏(ふりがな) 名			
	氏(ふりがな) 名			

別記第15号様式の2の2（その2）中備考以外の部分を次のように改める。

(その2)

※投票用紙には、政党その他の政治団体の名称又は略称以外は書かないこと。

									衆議院名簿届出政党等の名称	(ふりなが)
									略称	(ふりなが)

何年何月何日執行衆議院比例代表選出議員選挙

衆議院名簿届出政党等名称等揭示

別記第 15 号様式の 2 の 2 (その 3) 中備考以外の部分を次のように改める。

(その3)

※投票用紙には、候補者の氏名以外は書かないこと。							候補者届出政党の名称 (ふりがな)
							氏名 (ふりがな)

何年何月何日執行
何選挙候補者

別記第15号様式の2の2(その4)中備考以外の部分を次のように改める。

(その4)

※投票用紙には、候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称以外は書かないこと。	(ふりがな) 参議院名簿登載者の氏名		(ふりがな) 略称	(ふりがな) 参議院名簿届出 政党等の名称	何年何月何日執行参議院比例代表選出議員選挙 参議院名簿届出政党等名称及び参議院名簿登載者氏名揭示
	(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者			
	(順位) (氏名)	優先的に当選人となるべき候補者			

別記第15号様式の2の2（その5）中備考以外の部分を次のように改める。

（その5）

※投票用紙には、候補者の氏名以外は書かないこと。							党	何年何月何日執行 何選挙候補者
							氏（ふりがな）	

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

議案第 14 号

栃木県選挙管理委員会規程の一部改正について

栃木県選挙管理委員会規程（昭和 23 年栃木県選挙管理委員会告示第 87 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 (2024) 年 9 月 10 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙管理委員会規程の一部改正について

令和6(2024)年9月

1 改正の趣旨

選挙管理委員会の会議について、オンライン出席を可能とする等のため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 選挙の際の分室設置を任意とすること。
- (2) 定例会に付議すべき事項がないときは会議を開催しないことができること。
- (3) オンラインによる方法で出席することを可能とすること。
- (4) 委員会の公開について明記し、傍聴に関して必要事項は別途定めるとすること。

3 施行期日

告示の日

○栃木県選挙管理委員会規程の一部改正

栃木県選挙管理委員会告示第 号

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年9月 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

栃木県選挙管理委員会規程（昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条の2 衆議院議員、参議院議員並びに県の議会の議員及び知事の選挙が行われる場合は、これらの選挙の事務を処理するため、その都度臨時に選挙管理委員会分室を置くことができる。</p> <p>②～④ 略</p> <p>第4条 略</p> <p>② 定例会は、毎月1回開催する。<u>ただし、定例会に付議すべき事項がないときは、開催しないことができる。</u></p> <p>③～⑤ 略</p> <p>第4条の2 <u>委員長及び委員は、委員長が必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）によって委員会に出席することができる。</u></p> <p>② <u>オンラインによる方法を活用した委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u></p> <p>第4条の3 <u>委員会は、公開とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、非公開とすることができる。</u></p> <p>② <u>委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</u></p>	<p>第3条の2 衆議院議員、参議院議員並びに県の議会の議員及び知事の選挙が行われる場合は、これらの選挙の事務を処理するため、その都度臨時に選挙管理委員会分室を置く_____。</p> <p>②～④ 略</p> <p>第4条 略</p> <p>② 定例会は、毎月1回開催する。</p> <p>③～⑤ 略</p>

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

議案第 15 号

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程の制定について

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程を次のように定めるものとする。

令和 6 (2024)年 9 月 10 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程の制定について

令和6(2024)年9月

1 制定の趣旨

選挙管理委員会の会議の公開について栃木県選挙管理委員会規程に明記することに併せて、傍聴の手続き等を明らかにするため新たに定めるものである。

2 概要

傍聴の手続き、定員、傍聴人の遵守事項その他必要事項について定める。

3 施行期日

告示の日

○栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程の制定

栃木県選挙管理委員会告示第 号

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程を次のように定める。

令和6年9月 日

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙管理委員会の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この告示は、栃木県選挙管理委員会規程（昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号）第4条の3の規定に基づき、委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を受付簿に記入して、入場しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、傍聴人の定員を変更することができる。

(会議の傍聴をすることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議の傍聴をすることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 議事の妨害となるような携帯電話等の通信機器類を使用しないこと。
- (5) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴人は、委員長が非公開の会議であることを宣告したときは、速やかに退場しなければならない。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会議の場所において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、傍聴人がこれに従わないときは、退場を命ずることができる。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

議案第 16 号

栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領の制定について

栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領を次のように定めるものとする。

令和 6 (2024) 年 9 月 10 日提出

栃木県選挙管理委員会委員長 金 田 尊 男

栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領の制定について

令和6(2024)年9月

1 制定の趣旨

栃木県選挙管理委員会規程の改正により、選挙管理委員会の会議についてオンラインによる出席を可能とすることに伴い、オンライン開催に関する運営要領について新たに定めるものである。

2 概要

オンライン出席の手続き、オンライン出席委員の責務、通信障害時の取扱いその他必要事項について定める。

3 施行期日

令和6年10月1日

栃木県選挙管理委員会のオンライン開催に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県選挙管理委員会規程（昭和23年栃木県選挙管理委員会告示第87号）第4条の2の規定に基づき、オンラインによる方法によって委員会に出席（以下「オンライン出席」という。）する委員がある場合における委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(オンライン出席の手続き)

第2条 オンライン出席をしようとする委員は、開会時刻前に委員長にその旨を届け出なければならない。

(オンライン出席委員の責務)

第3条 オンライン出席をする委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に会議を開催している場にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により現に会議を開催している場を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。

(3) 委員会に関係ない映像や音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻までに、選挙管理委員会職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

3 オンライン出席に必要な環境整備は、各自行うものとする。

(通信障害時の取扱い)

第4条 委員長は、オンライン出席委員の映像、音声のいずれかに通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員が離席したものとみなす。

2 委員長は、オンライン出席委員の発言途中で通信障害が発生したものと認めるときは、通信が回復した後、当該委員の発言を再度許可するなど状況を踏まえ柔軟に対応するものとする。

(採決方法等)

第5条 委員長は採決を採ろうとするときは、オンライン出席委員及び現に会議を開催している場に出席している委員に同時に行うものとする。

2 委員長が採決の宣告をしたときにオンライン出席委員の映像、音声いずれかに通信障害が発生している場合、当該委員は採決に加わることができない。

附則

この要領は、令和6年10月1日から適用する。

栃木県知事選挙及び栃木県議会議員補欠選挙における選挙公報発行計画

1 概要

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した文書で、栃木県選挙管理委員会が発行する。(公選法 167①、条例 2①)

選挙公報は、市町の選挙管理委員会が、選挙人名簿に登録されている者の属する世帯ごとに、選挙期日の 2 日前までに配布する。ただし、市町の選挙管理委員会は、各世帯ごとに配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ県選挙管理委員会に届け出て新聞折込み等の方法によって配布することもできる。(公選法 170①・②、条例⑤)

2 配布部数

- (1) 知事選挙 : 601, 400 部
- (2) 県議会議員補欠選挙 : 32, 900 部

3 印刷・配布予定

(1) 知事選挙

- 10 月 31 日 (木) 告示
- 11 月 1 日 (金) 掲載申請締切 (公選法 168①)、掲載順序抽選 (公選法 169⑥)
- 11 月 2 日 (土) 印刷・市町配布、ホームページ掲載用データ納品
- 11 月 3 日 (日) 印刷・市町配布

(2) 県議会議員補欠選挙

- 11 月 8 日 (金) 告示
掲載申請締切 (条例 3)、掲載順序抽選 (条例 4 ②)
- 11 月 9 日 (土) 印刷・市町配布、ホームページ掲載用データ納品

4 納品

(1) 納品日時

- 知事選挙 : 告示日から 3 日以内 (告示日不算入)
- 県議会議員補欠選挙 : 告示日から 2 日以内 (告示日不算入)

(2) 電子データ

頁ごとに別ファイルとし、PDF 形式 (用紙サイズの設定はブラケット判) により、告示日から 2 日以内 (告示日不算入) に納品する。

5 配布方法等

新聞折込み等の方法による他市役所、町役場その他適当な場所に選挙公報等を備え置く等の措置を講ずる。

- 例 (1) 公共施設 (市役所・町役場、支所・出張所、公民館等) など公衆の利用度の高い施設に備え置いて求めに応じて交付する。

- (2) 期日前投票所において備え置いて求めに応じて交付する。
- (3) 新聞未購読世帯で申出のあった世帯に対し、郵送その他の方法により配布する。
- (4) 新聞販売店に備え置き、配布漏れ世帯及び新規購読世帯に対処する。
- (5) 多数の有権者が居住する会社の寮、寄宿舎など、あらかじめ配布漏れが見込まれる世帯に対して直送又は郵送する。

また、印刷された選挙公報が有権者の手元に届くまでには日数を要することから、知事選挙については11月2日（土）、県議会議員補欠選挙については11月9日（土）に掲載用電子データが納品され次第、速やかにホームページに掲載する。

市町選挙管理委員会が設置する期日前投票所においては、当該投票所において印刷された選挙公報が配布可能となるまでの間は、ホームページ掲載内容を掲示するなど有権者への周知に努める。

6 有権者への周知

新聞折込み等により選挙公報等を配布する旨及び配布漏れの場合の選挙公報等の入手方法を、各種の広報手段を通じて有権者に周知する。

- 例
- (1) 市町の広報紙に掲載する。
 - (2) 投票所入場券に入手方法を印刷する。
 - (3) 周知用チラシ（自治会回覧等）を作成して有権者に周知する。
 - (4) その他選挙時の臨時啓発活動において有権者への周知を図る。

7 立候補の状況によっては、無投票となり選挙公報を発行しない場合もあり得る。

【参考条文】

公職選挙法

第167条第1項

衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1回発行しなければならない。

第168条第1項

衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙において公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を添付し、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から2日間（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日）に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に、文書で申請しなければならない。

第169条第6項

衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員若しくは都道府県知事の選挙について一の用紙に2人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

第 170 条第 1 項

選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、市町村の選挙管理委員会が、当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに、配布するものとする。

第 170 条第 2 項

市町村の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、市役所、町村役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

栃木県議会議員選挙の選挙公報の発行に関する条例

第 2 条第 1 項

栃木県選挙管理委員会は、栃木県議会議員の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、選挙ごとに、1 回発行しなければならない。

第 3 条

候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。

第 4 条第 2 項

一の用紙に 2 人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

第 5 条

選挙公報は、委員会の定めるところにより、選挙人名簿に登録された者の属する世帯に対して、選挙の期日前 2 日までに、配布するものとする

裁判長
認 印

調 書 (決定)	
事件の表示	令和6年(行ツ)第174号 令和6年(行ヒ)第211号
決定日	令和6年8月30日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	三 浦 守 草 野 耕 一 岡 村 和 美 尾 島 明
当事者等	上告人兼申立人 片山 照美 同訴訟代理人弁護士 木村 庸五ほか 被上告人兼相手方 栃木県選挙管理委員会 同代表者委員長 金田 尊男
原判決の表示	東京高等裁判所令和5年(行ケ)第32号(令和6年3月12日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和6年8月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 小野 寺 亮



これは正本である。

令和6年8月30日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 小野寺 亮



選挙人名簿登録者数(令和6(2024)年9月1日現在)

栃木県選挙管理委員会

市町名	男	女	計	R6(2024).6.1 比較増減	市町名	男	女	計	R6(2024).6.1 比較増減
宇都宮市	213,992	214,263	428,255	▲ 273	上三川町	13,166	12,462	25,628	▲ 87
足利市	57,685	60,418	118,103	▲ 512	河内郡計	13,166	12,462	25,628	▲ 87
栃木市	63,925	65,160	129,085	▲ 342	益子町	9,176	9,217	18,393	▲ 76
佐野市	47,111	48,355	95,466	▲ 382	茂木町	5,153	5,188	10,341	▲ 59
鹿沼市	39,047	39,942	78,989	▲ 348	市貝町	4,892	4,667	9,559	▲ 40
日光市	32,021	33,656	65,677	▲ 332	芳賀町	6,493	6,366	12,859	▲ 58
小山市	68,264	67,468	135,732	▲ 84	芳賀郡計	25,714	25,438	51,152	▲ 233
真岡市	32,191	31,180	63,371	▲ 180	壬生町	15,809	16,450	32,259	▲ 40
大田原市	28,740	29,292	58,032	▲ 242	野木町	10,519	10,713	21,232	▲ 40
矢板市	12,986	13,297	26,283	▲ 73	下都賀郡計	26,328	27,163	53,491	▲ 80
那須塩原市	48,006	48,799	96,805	▲ 195	塩谷町	4,403	4,445	8,848	▲ 82
さくら市	18,180	17,950	36,130	▲ 103	高根沢町	12,863	11,566	24,429	▲ 26
那須烏山市	10,414	10,444	20,858	▲ 141	塩谷郡計	17,266	16,011	33,277	▲ 108
下野市	24,834	25,277	50,111	▲ 66	那須町	10,444	10,649	21,093	▲ 43
市部計	697,396	705,501	1,402,897	▲ 3,273	那珂川町	6,516	6,294	12,810	▲ 119
					那須郡計	16,960	16,943	33,903	▲ 162
					郡部計	99,434	98,017	197,451	▲ 670
					県計	796,830	803,518	1,600,348	▲ 3,943
					(参考)				
					R6(2024).6.1 現在登録者数	798,558	805,733	1,604,291	R6(2024).6.1
					比較増減	▲ 1,728	▲ 2,215	▲ 3,943	定時登録

選挙人名簿登録者数(令和6(2024)年9月1日現在)

栃木県選挙管理委員会

[衆議院小選挙区別]

選挙区	市町名	男	女	計	R6(2024).6.1 比較増減	選挙区	市町名	男	女	計	R6(2024).6.1 比較増減	
第一区	宇都宮市 (宇都宮地区)	195,627	195,615	391,242	▲ 178	第四区	小山市	68,264	67,468	135,732	▲ 84	
	河内郡	上三川町	13,166	12,462	25,628		▲ 87	真岡市	32,191	31,180	63,371	▲ 180
		計	13,166	12,462	25,628		▲ 87	下野市	24,834	25,277	50,111	▲ 66
	市部計	195,627	195,615	391,242	▲ 178		芳賀郡	益子町	9,176	9,217	18,393	▲ 76
	郡部計	13,166	12,462	25,628	▲ 87			茂木町	5,153	5,188	10,341	▲ 59
	第一区計	208,793	208,077	416,870	▲ 265			市貝町	4,892	4,667	9,559	▲ 40
第二区	宇都宮市 (上河内、河内地区)	18,365	18,648	37,013	▲ 95	下都賀郡	芳賀町	6,493	6,366	12,859	▲ 58	
	鹿沼市	39,047	39,942	78,989	▲ 348		計	25,714	25,438	51,152	▲ 233	
	日光市	32,021	33,656	65,677	▲ 332		壬生町	15,809	16,450	32,259	▲ 40	
	さくら市	18,180	17,950	36,130	▲ 103	計	野木町	10,519	10,713	21,232	▲ 40	
	塩谷郡	塩谷町	4,403	4,445	8,848		▲ 82	計	26,328	27,163	53,491	▲ 80
		高根沢町	12,863	11,566	24,429	▲ 26	市部計	125,289	123,925	249,214	▲ 330	
	計	17,266	16,011	33,277	▲ 108	郡部計	52,042	52,601	104,643	▲ 313		
	市部計	107,613	110,196	217,809	▲ 878	第四区計	177,331	176,526	353,857	▲ 643		
	郡部計	17,266	16,011	33,277	▲ 108	第五区	足利市	57,685	60,418	118,103	▲ 512	
	第二区計	124,879	126,207	251,086	▲ 986		栃木市	63,925	65,160	129,085	▲ 342	
第三区	大田原市	28,740	29,292	58,032	▲ 242		佐野市	47,111	48,355	95,466	▲ 382	
	矢板市	12,986	13,297	26,283	▲ 73		第五区計	168,721	173,933	342,654	▲ 1,236	
	那須塩原市	48,006	48,799	96,805	▲ 195		栃木県	市部計	697,396	705,501	1,402,897	▲ 3,273
	那須烏山市	10,414	10,444	20,858	▲ 141	郡部計		99,434	98,017	197,451	▲ 670	
	那須郡	那須町	10,444	10,649	21,093	▲ 43	県計	796,830	803,518	1,600,348	▲ 3,943	
		那珂川町	6,516	6,294	12,810	▲ 119	(参考)					
	計	16,960	16,943	33,903	▲ 162	R6(2024).6.1 現在登録者数		798,558	805,733	1,604,291	R6(2024).6.1	
市部計	100,146	101,832	201,978	▲ 651	比較増減	▲ 1,728		▲ 2,215	▲ 3,943	定時登録		
郡部計	16,960	16,943	33,903	▲ 162								
第三区計	117,106	118,775	235,881	▲ 813								

在外選挙人名簿登録者数(令和6(2024)年9月登録日現在)

栃木県選挙管理委員会

市町名	令和6(2024)年9月登録日現在登録者数			令和6(2024)年6月 登録日現在登録者数	比較増減
	男	女	計		
宇都宮市	133	164	297	312	▲ 15
足利市	33	43	76	76	0
栃木市	16	34	50	51	▲ 1
佐野市	16	31	47	48	▲ 1
鹿沼市	12	32	44	43	1
日光市	17	24	41	40	1
小山市	27	36	63	62	1
真岡市	17	24	41	40	1
大田原市	12	18	30	31	▲ 1
矢板市	6	6	12	12	0
那須塩原市	16	36	52	51	1
さくら市	6	6	12	16	▲ 4
那須烏山市	7	6	13	13	0
下野市	10	18	28	27	1
市計	328	478	806	822	▲ 16
上三川町	8	5	13	11	2
益子町	5	6	11	11	0
茂木町	3	4	7	8	▲ 1
市貝町	1	5	6	6	0
芳賀町	1	0	1	1	0
壬生町	6	4	10	11	▲ 1
野木町	2	6	8	8	0
塩谷町	1	5	6	6	0
高根沢町	28	11	39	38	1
那須町	8	8	16	16	0
那珂川町	2	4	6	6	0
町計	65	58	123	122	1
県計	393	536	929	944	▲ 15

※「6月登録日現在」は「6月1日又は6月3日現在」である。

※「9月登録日現在」は「9月1日又は9月2日現在」である。